別表第四

年齢	性別 男子	性別 女子	年齢	性別 男子	性別 女子
60歳	20.70761	24.55606	89歳	6.09081	7.69951
61歳	20.16778	24.00072	90歳	5.72939	7.21629
62歳	19.62477	23.43871	91歳	5.38963	6.75141
63歳	19.07882	22.87068	92歳	5.06793	6.30412
64歳	18.53007	22.29722	93歳	4.76423	5.87157
65歳	17.97861	21.71862	94歳	4.47870	5.46052
66歳	17.42520	21.13534	95歳	4.20977	5.07291
67歳	16.87062	20.54780	96歳	3.95630	4.70266
68歳	16.31641	19.95571	97歳	3.71834	4.35496
69歳	15.76438	19.35975	98歳	3.49690	4.02997
70歳	15.21629	18.76051	99歳	3.29343	3.72877
71歳	14.67259	18.15849	100歳	3.10774	3.45123
72歳	14.13387	17.55406	101歳	2.93372	3.19550
73歳	13.60085	16.94856	102歳	2.76453	2.95765
74歳	13.07348	16.34195	103歳	2.59949	2.73559
75歳	12.55159	15.73426	104歳	2.44499	2.54118
76歳	12.03484	15.12556	105歳	2.30544	2.37556
77歳	11.52285	14.51638	106歳	2.16660	2.22125
78歳	11.01592	13.90797	107歳	2.02308	2.07719
79歳	10.51533	13.30156	108歳	1.86584	1.94215
80歳	10.02200	12.69863	109歳	1.67898	1.81418
81歳	9.53767	12.10091	110歳	1.43358	1.69015
82歳	9.06206	11.50914	111歳（男子にあっては111歳以上）	1.07544	1.56432
83歳	8.59790	10.92648			
84歳	8.14630	10.35513	112歳	—	1.42529
85歳	7.70719	9.79617	113歳	—	1.24901
86歳	7.28002	9.25002	114歳以上	—	0.98205
87歳	6.86644	8.71767			
88歳	6.46905	8.20028			

○農林水産省告示第四百四十七号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一の表山形県くみあい畜産研修センターの項の次に次のように加える。

日本動物高度医療センター	神奈川県川崎市

○経済産業省告示第五十八号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

第五条第一項中「拒否することができる」を「拒否するものとする」に改め、同項第一号中「国際寄託機関」を「国際寄託当局」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（情報の提供）

第五条の二　国際寄託当局の長は、その微生物が前条第一項第一号に該当するかどうかを確認するために必要であると認めたときは、その微生物の原寄託をしようとする者に対し、原寄託申請に係る微生物に関する情報の提供を求めることができる。

2　前項の規定による情報の提供を求められた者は、できるだけその求めに応じなければならない。

（微生物の解析）

第五条の三　国際寄託当局の長は、前条第一項の規定による情報の提供を求めてもなおその微生物が第五条第一項第一号に該当するかどうかを確認できないときは、その微生物の解析を行うことができる。

2　前項の規定による解析に必要な費用は、当該解析に係る微生物の原寄託をしようとする者の同意を得て、当該原寄託をしようとする者の負担とすることができる。

3　国際寄託当局の長は、第一項の規定による解析の結果を、微生物の原寄託をしようとする者に通知することができる。

（受託後の必要な措置について定める契約）

第五条の四　国際寄託当局の長は、微生物の原寄託をしようとする者を相手方として、原寄託申請に係る微生物を受託した後、関係法令の改正、虚偽の申請の判明その他の事情の変更により、その保管を継続できないことが明らかになった場合に必要な措置に関する事項を定める契約を締結することができる。

第六条第一項第五号中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（保管のための微生物の解析）

第十二条の二　国際寄託当局の長は、寄託された微生物の安全な保管のために必要があると認めたときは、その微生物の解析を行うことができる。

2　国際寄託当局の長は、前項の規定による解析の結果を、当該解析に係る微生物の寄託者に通知することができる。

第十五条第一項中「次条」を「第十六条」に改め、同条に次の一項を加える。

3　国際寄託当局の長は、第五条の三第一項又は第十二条の二第一項の規定による解析の結果を、第一項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を請求する者又は同項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を受けた者に通知することができる。